

内侍

上井久義

齋部が『古語拾遺』に、内侍の職掌と出自について、次のように記している。天照大神を、天岩戸から新しい御殿に移し奉り、齋部の祖たる太玉命の子大宮売神を、大神の御前に侍せしめた。これによって今の世、つまり大同二年（八〇七）頃、内侍が天皇と臣の間につたて、その言葉を伝えるようになったという。これは、内侍の役割りが、天皇に侍して臣との仲介役をすること、原形は大宮売神であることを語っている。大宮売神は、『延喜式』踐祚大嘗祭の条に、齋院において神八座を祭れとあり、御歳・高御魂・庭高日・大御食・大宮女・事代主・阿須波・波比伎の諸神の一柱である。この八柱の神を祭る八神殿は、巾一丈、長さ四丈あり、内部は高さ四尺の竹棚をもうけて神座にしている。『儀式』によると、この建物は、入口からみて正面奥の正殿の位置にあり、右手前には造酒童女の宿屋、左手前には高萱御倉・稲実殿などがある。通常の祭場は、『延喜式神名帳』に、造酒司にます神六座のうち大宮売神社四座である。これは宮中神三十六座に含まれている。大宮の名は、宮中に通じる名称であり、かつ大嘗祭で重視されていることからみて、齋部が自らの祖神たる太玉命に系譜を連ね、かつ内侍の祖型としたのも不自然なことではない。とすれば、平安時代の内侍は、天皇に侍して行政事務をたすけるきわめて事務的な面と、その祖は齋部に連なり、宮中に祭られる高い宗教的な側面を伝えもっていたわけである。

仁明天皇の承和二年（八三五）には、大宰府から貢じられた染綾を、内侍を通じて官人たちに賜わった^①。また同六年唐から帰った藤原常嗣が復命するにあたり、殿上に召されたさいに内侍がはべっており、翌月、唐物を内蔵寮の官人

および内侍らが宮市を行なったという。^② 文徳天皇の御代には、諸衛府より殿杖を献じ、内侍にこれを伝えている。^③ これは秘書的な内侍の性格と、内蔵寮とのかかわりあいがあることを示している。蔵司の長官は尚蔵であり、神璽をつかさどるとされ、『古記』には、忌部が踐祚の日に神璽の鏡・劔を奉ることが註記されている。^④ 『古語拾遺』に、斎部が斎蔵のことに預っていたこと、斎蔵のかたわらに内蔵を建て、三韓の貢物などの官物を分け取めたところ、これに対応した記載であろう。

内侍司の構成は、尚侍二人、典侍四人、掌侍四人、女孺百人からなっている。長官たる尚侍が二名いることは、行政機構として変則にみえるから、それなりの理由が存したと思えるが、「掌供奉常侍。奏請宣傳。檢校女孺。兼知内外命婦朝參。及禁内禮式之事」とある職掌をどのように分掌したのか不明である。典侍は「奏請宣傳」ができないがもし尚侍がいなければ、尚侍とまったく同じ職掌である。掌侍は、典侍と同じ職掌であるが、尚侍・典侍がいなくては「奏請宣傳」ができない。雑事に關しては百人の女孺がこれにあたっている。これでは職掌上からみても、二人の尚侍は有名無実の存在といえよう。そのためか『禁中方名目鈔』には、尚侍は中古以来これを置かず、とし典侍は「近世不任尚侍。依典侍任最重也。公卿侍臣女候之。第一称大典侍。第二第三称權中納言典侍。宰相典侍。督典侍。又加姓源典侍。藤典侍坏。觸節称之。第四新典侍」とし、また掌侍については「内侍ト計平常之時ハ、掌侍ノコト也」としている。その第一を勾当内侍といい、残る三人には氏を付して藤内侍・源内侍・馬内侍ともいった。源氏物語にもこの勾当内侍がみえているが、俗に長橋に居るところから長橋局といわれる掌侍の中の第一の内侍なのである。尚侍の地位についてふれている資料として、次のような初期の三例がある。

- ① 尚侍、從四位者、賜祿准典蔵焉。(靈龜元年、七二五)
- ② 勅、准令給封戸事、女悉減半者、今尚侍尚蔵、職掌既重、宜異諸人、量須全給、其位田資人、並亦如此。^⑤ (天平宝字四年、七六〇)
- ③ 勅、檢天平宝字四年格俣、尚侍尚蔵、職掌既重、宜異諸人全賜封戸者、然則官位祿賜、理合同等、宜尚侍准

尚蔵、典侍准典蔵。(宝亀八年、七七七)

養老令では、後宮職員の十二司については、官位令に相当位を示してなく、禄令にだけ准位を定めている。給禄のさいの特別規定であるが、それによると、内侍司の尚侍は従五位、典侍は従六位、掌侍は従七位に准じ、これに対して蔵司の尚蔵は正三位、典蔵は従四位、掌蔵は従七位に准じている。尚侍・典侍は尚蔵・典蔵より低い准位である。ところで、^①の資料では、尚侍で従四位の者があり、その場合の禄は典蔵に准ぜしめたのであった。^②では、尚侍と尚蔵は職掌が重いので、女性であっても封戸を半減されないといい特別の扱いをうけた。^③では、^④の内容をうけつぎつつ、^⑤のように尚侍が典蔵の禄に准ずる扱いはせずに、尚侍は尚蔵に、典侍は典蔵に准じた禄を賜う扱いをうけるようになった。すなわち、霊龜の頃には、尚蔵が尚侍より高く位置付けされていたのが、宝亀八年に至って同格とされるようになり、この二年後宝亀十年には、内侍司の職員は完全に蔵司に准じた扱いをうけることとなった。^⑥これは後宮職員令で、尚蔵が神璽をつかさどることを職掌にしていることからみても当然のことであろう。神璽は本来、神部として斎部が奉るものとされておりながら、律令制下では、尚蔵として女官が管理するようになれば、その立場は、内侍との差はうすらいでくるであろう。しかも尚侍は『古記』に「兼知諸司事并妃以下宮人礼式也」と注され、政と礼の両面から天皇の側近として行動する立場におかれるのであるから、後宮職員としては、内侍司は蔵司と同位に扱われて当然であったといえる。と同時に、斎部が神璽に関与できるのは、踐祚大嘗祭の儀礼の場に限り、平常は斎部とは直接にかかわりが必要としない律令制下の女官によって管理されることになったといえよう。おそらく斎部のいう斎蔵の所管が、蔵司に組込まれたのである。

どのような人物が尚侍になったかを列記すると、まず次の四例をあげることができる。

尚蔵兼尚侍正三位藤原朝臣宇比良古麿。^⑦(天平宝字六年、七六一)

尚侍兼尚蔵正三位大野朝臣仲仵麿。^⑧(天応元年、七八一)

尚侍従二位藤原朝臣百能麿。^⑨(延暦元年、七八二)

したときは尚蔵であった。^⑧由利は、典蔵として稱徳天皇に侍し、まさに内侍の役割をはたし、光仁天皇の御代に至つて尚蔵の地位におさまつたわけである。尚蔵は一人であるから、宇比良古から由利、仲任へとうけ継がれたのであろう。そして職掌は尚侍・典蔵とも大差なく、かつ初期は尚侍と兼務されていたことは、後宮職員中で、両職が明確に位置付けられていても、実情は未分化の状態が続いたからであらう。いずれにしても、中臣氏と共に神璽を奉祭すべき齋部とは直接関係のない人物たちであり、後宮職員として女官を送りこめなかつた齋部がなげたのも当然といえよう。さて、尚侍菓子を境にして、その存在にやや変化がみられるようである。いかえれば式家にかわつて、藤原冬嗣の地位の確立と共に、北家にその主流がかわつたことにもよるのであろう。この間の事情については『日本後紀』嵯峨天皇弘仁元年の条では、菓子と兄の仲成を非難する記載がみえている。しかし『扶桑略記』に引く或説によると、

同比。天皇有廢皇太子謀計。于時名嗣卿為東宮傳。密告太子。太弟恐惶。不知所出。名嗣啓曰。事在旦暮。非力可及。祈禱山陵。或得其助。……柏原山陵殊為其崇。天子大恐。伏地祈陵。謝罪責躬。

と記されている。国史大系本には、名嗣の記載について「恐有誤、于時皇太弟傳為藤原人」と注記されている。桓武天皇が山城国の柏原山陵に葬されたのは、大同元年（八〇六）四月七日であるから、この記事は平城天皇の御代以後のことである。園人は、『日本後紀』によると平城天皇即位後、大同元年に皇太子傳に任せられ、『日本紀略』には弘仁九年（八一八）他界のさいも右大臣從二位兼皇太子傳であつたという。しかし『公卿補任』によると、受禪により大同四年に皇太子傳を止められたともある。とすれば、大同四年正月十六日に藤原冬嗣が春宮亮であつて侍從を兼務したという記載が注意される。^⑨そこで『扶桑略記』の東宮傳名嗣を、皇太弟傳園人の誤りとする他に、春宮亮冬嗣とすることもできるのではなからうか。とすれば、大同四年四月嵯峨天皇が即位するにあつて、春宮亮としての冬嗣が深いかかわりを持っていたことになる。また結果からみても、弘仁元年九月六日に平城天皇の命で「擬遷都於平城」、坂上田村麻呂・藤原冬嗣・紀田上らを造宮使としていることから、冬嗣は平城天皇の動向は事前に感知していたであらうし、『日本後紀』の弘仁元年の条に園人は姿を現わさないのに、これにひきかえ冬嗣は、大嘗祭に名を連ね、何

よりも蔵人所の新設にあたって蔵人頭となり、ついに天長二年(八二五)には関官になっていた左大臣にまで昇進している。園人が先祖の功封を還されんことを乞うたが聞きいれられなかったのと、対照的にさえみえる。

葉子がさり、冬嗣がさり、十数年後の承和三年(八三六)に、嵯峨天皇の後宮であった百済王慶命が尚侍となった。

そして嘉祥二年(八四九)に世を去るまでこの地位にあった。同年菅野朝臣人数に引継がれた。この直後、文徳天皇は外祖父冬嗣に太政大臣を贈り、外祖母尚侍従三位藤原朝臣美都子に正一位を贈っている。この美都子の場合、いかにも名譽職的な存在であろうが、この時期には二名の尚侍が存在したようである。その後、天安元年(八五七)に菅野朝臣人数を尚蔵にし、典侍従三位広井女王と、従三位当麻真人浦虫を尚侍にしている。この時期にはじめて、二名の尚侍が同時に任命されている。当麻氏は、『新撰姓氏録』に用明皇子麻呂古王の後とある。浦虫の昇進は、三七才典殿、四三才尚侍、四九才典侍、七八才尚侍、八〇才尚侍として薨とあり、禁内の礼式に通じていたという。広井女王は、二品長親王の後で、その昇進は、五二才尚膳、七一才権典侍、八〇才尚侍、同薨とある。同時に任命された尚侍が、貞観元年(八五九)と二年に世を去ったあと、貞観二年に嵯峨天皇の皇女である従三位源朝臣全姫が尚侍となり、元慶六年(八八二)に世を去るまでの約二二年間この職にあった。その間に貞観五年に、嵯峨天皇と尚侍百済王慶命の子である大納言正三位源朝臣定が世を去った。この記載に「弘仁五年、特蒙明詔、諸皇子未為親王者、皆賜姓源朝臣、定是源氏之第六郎也、共源之命氏、始於此矣」とあり、全姫も同様に源朝臣を称したのであろう。彼女のあとには天慶八年に藤原朝臣淑子が尚侍となった。

以上にあげた平安朝初期の尚侍たちを概観して、奈良時代とは異なる共通面をみいだすことができる。それは、尚侍は尚蔵を兼務しない。これは尚侍菅野朝臣人数のあとに二名の尚侍を任じたさい、人数を尚蔵にし、尚侍を兼任させていないこと、他に兼務者がいないことから推測できる。以前は諸氏族の出身者で、かつ藤原氏と関連の深い者に限っていたのが、以後は皇族出身者がこれに加わり、いわば藤氏と源氏が主として典侍の職にあたるという傾向がみられることである。このような天皇の外祖母、太上天皇の後宮、皇女といった天皇家の近親者で、かつ高年令者が

任ぜられる尚侍は、名誉職的な存在になり、実務は典侍・掌侍たちの手に委ねられたことであろう。後には、前述したように藤典侍・源典侍と称される者によって実務が進行し、尚侍に任命されるものがないことになった。

内侍と関連する名称として内侍所がある。「有職袖中鈔」には「賢所トモ云フ三種ノ神器第一ノ御殿也」とある。

『禁中方名目鈔校註』は、賢所について「春興殿ハ本号也。又内侍所……温明殿トモ云」とある。天皇の側近に仕える者が内侍であり、その建物が内侍所でもあるから、これが天皇の御座のあるところであってもよいのであるが、後には、神器を納める場所の意が強くなったようである。村上天皇天徳四年（九六〇）に温明殿が火災にあつたさい、温明殿に納めてある神璽鏡ならびに太刀契を求めさせている。また寛弘二年（一〇〇五）に温明殿から火が起り、神鏡・太刀を取り出せなかつたが、のちに内侍の女官によって見いだせた。長久元年（一〇四〇）に内裏焼亡の場合は、鏡を新たな唐櫃に納めるにあたり、典侍芳子が「先例典侍掌侍供此事、女官等専所不知也、仍可供奉也」とのべている。

これに対し、関白藤原頼道は「先例專可然事也、内侍只候之、各近不候、女官独供此事、是例也」として他の者を退去せしめている。そしてかつて温明殿にあつた時は北向に安置されていたと記されている。この時のことを『江次第』は「内侍所者神鏡也、本與主上御同殿、……長久焼亡焼失……後朝灰有光、集之入唐櫃」と伝えている。常に天皇のいます清涼殿には、政務に臨んで使われる昼御座と、御寝所となる夜御殿がある。夜御殿は「四方有妻戸南大妻戸一間也 御帳同清涼殿 東枕疊御座敷也 御枕有二階 奉安御劔神璽」とあり、御帳の南西北の三方に畳を敷き、北を内侍、南を掌侍の座にしている。内侍は、まさに昼夜、天皇・神璽と同じ建物の内に侍していたことになる。

儀礼の場においても、内侍は重視されていた。年間の儀礼では、六月の神今食と、十二月の大嘗祭が主要なものである。両儀礼によって、一年が二期に分割され、その折目をなしている。大嘗祭は稲の収穫に深いかかわりを持ち、六月の神今食はそのための事始めと考えられる。踐祚大嘗祭は、七月以前に天皇が即位された場合は当年、八月以降の場合は明年に行われる。これは、この時期を上半期の折目とし、大嘗祭の準備を始めるからであろう。したがって天皇は前月の六月から祓いの儀礼をはじめることになる。これが十二月まで反復されるから、月次祭ともなり、十二

月と同じ神今食の名称で年中儀礼に定着したと考えられる。したがって、六月の儀礼は、收穫祭のための祓いの儀礼に重点が置かれているといえよう。神今食・御贖物・御躰御ト・月次祭など、帰するところ祓にかかわる諸相に付された名称であり、儀礼であろう。そしてこれは、さらに六月一日にはじめて月末で終る一つのまとまりを持っている。当然、内侍もこれに関与することになる。『建武年中行事』にはこの様子を次のように記している。

六月一日忌火の御膳まいる。……けふより八日御あか物まいる、あがちごまいりてけいひちす、蔵人みちびく、内侍とりてまいる、典侍あさがれるにてまいらす、四のかはらけを御ゆびして、うへにはりたる紙にあなをあけ、御いきをいるるなり、……あかなへにつばなどいばん所にとどむ、けふより御膳に一夜ざけまいる、七月つごもりまでうちうちまいる。

儀礼は、形成されて一つの型になると、時間的には半ば静止した姿となって継承される傾向が強い。ここでの内侍の役割りも、この時期にはじまったものでなく、平安朝の流れを継承したにすぎない。つまりケガレを、紙で封じた土器にこめて祓いながす儀礼である。同じ後醍醐天皇撰の『日中行事』には「あまがつ四種の中にすう」とある。アマガツとは祓の土器をさす名称であることがわかる。これが異本では、天兒・天間勝・贖兒ともある。アマガツとアガチコが同義語と考えられていたことによるのであろう。アガチコは、贖兒の字をあてるのがふさわしい。六月と十一月に行われる御贖物の行事で、贖物を持参する童に付けた名称といえる。この部分を『年中行事秘書』には「御巫子持参」とあり、巫女の役割であったことがわかる。『西宮記』によると、延喜元年(九〇一)閏六月晦日に大祓があり、朱雀門で祝師に祓物を祝らせている。このとき、内侍に御贖物を持たせ、門の西三間の幕の中に侍させている。察するに六月一日から八日まで、毎日くり返した贖物の行事のあと、ケガレを封じたアマカツは、内侍に託され、月末に祝によって朱雀門の外に祝り撤せられたのであろう。いわば内侍が、天皇の代理として、儀礼の場に臨んだ姿といえる。アマガツといえは人形の名称として知られているが、祓に関する一連の行事に関係があり、『日中行事』には「陰陽師まいらせたる人形の櫃を置て女房人形に衣をきす櫃に入て紙びねりをゆはす上藤の女房是をまゐらせて御

身を撫つれば御衣筥に入て御ひとへ具してうちつつみて台盤所のにしむきより同時に出すなり」とあり、また『公事根源』に、七瀬の御祓として「陰陽師人形を奉る主上御いきをかけ御身をなてて返し給へは殿上の侍臣この所々の川原にむかふかへりまいれば主上御撫物をめすまねせらる」とある姿にも通ずるものである。アマガツは、祓物としての土器だけでなく、御撫物としての祓の人形の名称にもなったのであろう。

踐祚大嘗祭では、内侍がどのような形で登場するかを『儀式』によってながめてみると、ほとんど姿をあらわさない。儀礼の内容的な面では、ユキ・スキを定め、稲実殿と御田が中心となって進められる。この田を大田と称し、稲を撰子稲と称すとある。祭祀田の田植を大田植とかオンダというのは、これと一連の名称であらう。役割りは、造酒童女・稲実公が中心である。前者は、ユキ・スキに選ばれた国の大少領の女で、未婚の者からト食によってあて、「佐可都古」と称した。伊勢神宮における大物忌に対比できる存在である。稲実公は男であるから、地方では、代表的な男女が一組となって、八神殿の神と稲実に仕えたわけである。古代の伝承的な資料に、男女の代表者一組が天皇にかえるにいたる記事が多いが、これを儀礼の世界に伝えたものであろう。そしてこれは地方のことであるから、内侍は一切関与することはない。九月下旬になって、舞台は京の齋場に移り、齋院が完成するまで、形式化されてはいるが常に造酒童女が主役となって準備が進展する。そして十月にはいり皇太子の禊にさいし、その列が宮城を出る。このさい、東宮の前駈亮、東宮、次に御劔の櫃が行き、舍人たちが続いたあと、東賢子・内侍・女藏人が行く。しかしあくまで従者として参加しているにすぎない。当日も、大臣を中心として、左右に中臣・忌部・御巫・猿女が前行し主殿官二人が路を照らし、車持朝臣・子部宿禰・笠取直が共にユキの正殿に向う。神への供物その他を持つ采女は八人参加するが、内侍の役はみえない。最後に、中臣が天津寿詞を奏し、忌部が神璽の鏡劔を奉って踐祚大嘗祭は終了する。

次に各神社についてながめてみたい。園・韓神では、内侍が座につき、次いで大臣以下諸司が座について神事が展開する。大原野でも、内侍命婦が参加し、内侍が神前の饌の蓋を開いて神殿の前の屏の内に座し、次いで大臣以下が

座について行事がある。松尾では物忌と共に参加している。賀茂では、齋王が主役となって儀礼が進展するが、齋院長官に次いで藏人・命婦・内侍が参与している。やや注意を引くのは春日で、ここでは齋女が主役である。皇女でなく、藤原氏の女子が勤めたので齋王とは称さないのであろう。この齋女と内侍は鳥居より出入りし、宣旨以下は、社の西の柴垣を破って道を開いて出入りさせている。神殿の座につくと齋女は神態の服を着る。内侍は饌の蓋をあけ、酒を供える。齋女を主とし、内侍を副とした形をとっている。以上のいずれの場合においても、「儀式」の世界において、内侍が主たる位置にたつことはない。しかし、内裏の内部にのみ奉仕するのではなく、限られた儀礼の場には参与することになっていたことがわかる。天皇家の神ではないが、皇女が齋王としておもむくことがあるように、天皇の内侍として、重要な儀礼の場のみ出向いて行なつたと考えられる。時代がよりさかのほれば、必ずしも内侍とは称さなくとも、同じ立場の女性が、朝廷と関連の深い神事にだけは出向いていったことも考えられる。そこで、内侍の前身について考えてみなければならない。

天武天皇五年(六七六)に「親王以下、小錦以上大夫、及皇女・姫王・内命婦等、給食封各有差^⑤」という書記の記載がある。皇女・姫王につらなる内命婦が注意を引く。内とあるから外命婦に相当する者も存在した。『仁徳紀』に、佐伯直阿能胡が献上した私地を玉代と称した説明の記載に、新嘗の宴会に酒を内外命婦等に賜わつたとある。この場で、近江山君稚守山の妻と采女磐坂媛の二女の手にまいた玉を見て皇后は、準別皇子と共に伊勢にのがれんとした雌鳥皇女の玉がとられたことを知った。この説話からは、命婦には内と外があり、彼女らも新嘗に参加したこと、采女も命婦の一員であったことなどが推測できる。天武天皇の殯宮において、壬生・諸王などの誅が行なわれたとき、内命婦のことについての誅は采女朝臣竺羅が行なっている。さきに天武五年に食封を賜わつた内命婦たちのことである。持統天皇五年(六九二)正月にも「賜親王・諸臣・内親王・女王・内命婦等位」とある。女王に続いて記されていないのは前例と同じで、ここでも内とことわっている。ここでの内命婦を、内侍の前身とみることができるのではないだろうか。すなわち、初期は、采女として大和朝廷に仕えた者がその数を増し、一つの組織化が計られて、一部が命

婦と称され、このなかで特に皇室内で仕える者たちを、采女を含んだ内命婦とし、それ以外の者を采女を含んだ外命婦とし、これらを采女朝臣が管轄していたことが考えられる。この内命婦と采女たちが、後宮職員の内侍に引継がれていったのではなからうか。各地の氏々から、整正な未婚の女性を采女としてさせたのであるから、宮中での雑事にあたるのは当然である。同時に他面では尚蔵が神璽をつかさどり、内侍所が神器を蔵する所となり、とりわけ内侍がその保管に深くかかわりを持ち、『古語拾遺』にみられるような八神殿の神にその出自を置き、かつ令の『古記』のような札式に関与するという宗教的な面が重視されてきた理由も合せ考える必要がある。

天皇が神鏡と同じ建物にまし、内侍がこれに参与した姿を推測しうるものに、次のような『書紀』の記載がある。

A 天照大神が手に宝鏡を持ち、「吾兒視此宝鏡、当猶視吾。可與同床共殿、以為齋鏡。復勅天兒屋根命、太玉命、惟爾二神、亦同侍殿内、善為防護」といわれた。⁵⁶⁾

B 天照大神・倭大国魂二神、並祭於天皇大殿之内、然畏其神勢、共住不安。⁵⁷⁾

C 宜備礼儀、奉迎手白香皇女、……立皇后手白香皇女、修教于内。⁵⁸⁾

このAは、葦原中国の平定神話で、齋之大人の選定、天兒屋命を神事の宗源をつかさどる者とし、齋部たちが神を祭る起りを語っている。中臣か齋部の伝承を基にしたものであろう。しかしこの神話には、両氏に対して守護のみを命じ、齋鏡の祭儀を行なえとは記していない。天皇家の齋鏡は、天皇家が祭るべきものであって、他の氏族に委ねるべきものではないからである。したがって中臣・忌部が、同殿の神璽に関与しても、神部として天皇家の祭儀に侍したにすぎない。ユキ・スキの国での祭儀が、在地の董女が司祭の主役であったように、各氏族は、それぞれの齋女に委ねた祭儀を行なっている。天皇家もまた例外ではなかったはずである。Bは、天照大神が、もとは天皇の大殿内に祭られていたが、これが伊勢の地に移され、齋王によって祭られるにいたった理由を述べている。天皇家の神を何故に伊勢の地に祭ったのか、説明を要するとすれば、結果からみた理由付けであり、天皇の殿内に祭るのが本来あるべき姿であることを認めたいうえでのことといえる。Cは、継体天皇が、天皇と御殿を同じくする神を、皇后手白香皇

女の手に委ねることを記している。継体天皇の即位は、応神天皇五世の孫の子という事情もあって、殿内の司祭を誰にするかがとりわけ重要であり、皇女であることにその意義があったと思われる。したがって同殿内の神を祭るのは皇后という資格において行なうのが基本的な姿ではなく、皇女があたるべきであったことを示し、斎王の存在に付らなることを示している。しかも、はじめに鏡劔の璽符をたてまつったのが、中臣や忌部ではなく、大伴氏であることが注意される。以上のことから、この三資料は、同一氏族の所伝ではないが、内容はいずれも天皇と同殿の神、すなわち天皇の最も重要な祭儀について記したものであることがわかる。とすれば、これが天皇の私的な内なる神を祭る姿であり、伊勢をはじめ、他の各地方の祭儀に、皇女をいしは采女が参与するのは、その外なる神の祭儀に参加したわけである。

内侍は、中国の令によった大宝の官員令以後、官職名としてはじめて登場する。しかし上記の諸点をふりかえるとこれ以前においては采女がその役をはたしていた。大化前代には、天皇家のやや私的な殿内の儀礼に皇女が参与し、中臣・忌部に限らず、当時の有力氏族がこれを守護し、采女もこれに加わったと考えられる。采女が地方の祭儀に参与したのは、内侍が宮中以外の祭儀におもむいたのと同様の意味であったと思われる。中臣氏の台頭以後は、伊勢が宗教面でも大きな位置をしめるようになる。天武朝以後には、皇女が参加する形式が制度的に定着し、同時に中臣・忌部・猿女の諸氏が、天皇と同殿内に奉祭する神璽の管掌に深いかかわりを持つようになる。そして養老の後宮職員令にもとって、藤原四家にかかわりのある者が尚侍の位置に付き、天皇との関係が、時には異状なまでに近密であった。皇女は伊勢の祭儀に専念し、同殿内の神璽は斎王にかわって尚侍が関与することになったのも、諸司事ならびに礼式を兼知するという令文とあいまって、この間に形成されたと考えられる。藤原北家が主流となる平安朝においては、後宮としての藤原氏、皇女などが尚侍となり、名譽職的な存在となり、実務はもっぱら典侍以下の手に委ねられるようになった。そして内侍といえ、常に昼御座・夜御殿に侍して諸事の伝達の役をはたし、宗教的には神璽にも侍し、むしろ内侍所即神璽のようになされた。そして、天皇の祓に、アマカツを委ねられるほど、物忌の一端をせ

おうほどになるのである。

拙稿は、関西大学古代史・考古学・民俗学合同研究会で発表したものの一部である。発表にあたっては、横田・藪田両先生から貴重なご助言をいただき、成稿後、有坂先生から懇切なご指導をうけたことを感謝いたします。

① 『統日本後紀』、承和二年条。

② 同右、同六年条。

③ 『文徳実録』。

④ 『令集解』、職員令、国史大系本一七三頁。

⑤ 『統日本紀』、靈龜元年二月四日条。

⑥ 同右、天平宝字四年十二月十二日条。

⑦ 同右、宝龜八年八月十七日条。

⑧ 同右、宝龜十年十二月条。

⑨ 『令集解』、職員令、内侍司条。

⑩ 『統日本紀』、天平宝字六年六月二十三日条。

⑪ 同右、天応元年三月十日条。

⑫ 同右、延暦元年四月十七日条。

⑬ 同右、同三年十月二十八日条。

⑭ 同右、同年六月二十三日の勅に、諸国の正税六十八万束を、右大臣以下尚侍等に賜わる。

⑮ 『日本後紀』、弘仁元年九月十二日条。

⑯ 同右、大同四年四月三日条。

⑰ 『古代人名辞典』（竹内・山田・平野編）六〇六頁。

⑱ 『統日本紀』、宝龜五年正月二日条。

⑲ 『扶桑略記』、国史大系本一一〇頁。

⑳ 『日本後紀』、大同四年正月十六日条。同二月十三日条に

は「従五位下藤原朝臣冬嗣為右少辨。侍従春宮亮如故」とある。

㉑ 同右、弘仁六年六月二十七日条。

㉒ 『統日本後紀』、承和三年八月十六日条。

㉓ 同右、嘉祥二年十月七日条。

㉔ 『文徳実録』、嘉祥三年七月十七日条。

㉕ 『三代実録』、貞観元年八月十日条。

㉖ 同右、同二年二月十一日・元慶六年正月二十五日条。

㉗ 同右、貞観五年正月三日条。

㉘ 同右、天慶八年四月二日条。

㉙ 『扶桑略記』、村上天皇条に引く日記。

㉚ 『小右記』、寛弘二年十一月十五日・十二月十日条。

㉛ 『春記』、長久元年九月九日、二十八日条。

㉜ 『江次第』、十二月内侍所御神樂事。

㉝ 『禁秘抄考註』上巻、清涼殿条。

㉞ 『日中行事略解』。他に「江家次第侍中群要厨記世俗立要集」の図を引き「阿末加津土器」の名がみえる。故実叢書所

収。

㉟ 『天武紀』、五年八月二日条。

㊱ 『神代紀』、第九段一書第二。

㊲ 『崇神紀』、六年条。

㊳ 『継体紀』、元年三月条。